

芳賀町マスコットキャラクター「はがまるくん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芳賀町マスコットキャラクター「はがまるくん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸出する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出申請)

第2条 着ぐるみの貸出を受けようとする者は、貸出を受けようとする日から起算して7日前までに、着ぐるみ貸出申請書(別記様式第1号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 申請が同一時期に複数あったときは、原則として先着順とする。

(貸出承認等)

第3条 町長は、前条の申請が適当と認められるときは、「はがまるくん」着ぐるみ貸出承認書(別記様式第2号)により、適当と認められないときは「はがまるくん」貸出不承認書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(貸出基準)

第4条 着ぐるみの貸出基準は、次の各号のとおりとする。なお、着ぐるみ等が著しく汚損されるおそれがある場合は、貸出を行わない。

(1) 町民等が主催する公益性のあるイベント等で、芳賀町の魅力を伝える目的があり、以下の基準全てを満たすもの

ア 誰でも参加できること。

イ 参加料が無料であること。

ウ 特定の企業・政党・宗教団体等の利益(集客・勧誘)のためではないこと。

ただし、公共団体・公共的団体、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による児童福祉施設が主催するものについてはこの限りでない。

(2) 国、栃木県、町又はこれらの機関が主催、共催、又は後援する公演、イベントその他の催しもの

(3) その他町長が特に認めるもの

(貸出期間)

第5条 貸出期間は5日以内とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用料金)

第6条 着ぐるみの使用料は無料とする。

(貸出方法等)

第7条 着ぐるみの貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、原則として商工観光課から着ぐるみ等を直接受け取り、使用後は、返却時に「はがまるく

ん」着ぐるみ返却書（別記様式4号）に必要事項を記入の上、責任を持って速やかに返却するものとする。

2 貸出に伴う搬入及び搬出は、使用者が行うものとする。

3 貸出及び返却時間は、午前9時から午後5時までとする。

（遵守事項）

第8条 使用者は、「はがまるくん」着ぐるみ使用遵守事項等（別記様式第5号）に記載された事項を遵守しなければならない。

（原状回復）

第9条 着ぐるみを汚損、破損、紛失した場合は、使用者の責任と負担により現状に復さなければならない。

（町の責任）

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、使用者が第三者に与えた損害、その他着ぐるみ等の使用中に発生した事故等については、使用者の責任とし、町はその一切の責任を負わない。

（庶務）

第11条 着ぐるみの管理及びこの要綱に関する事務の扱いは、商工観光課が担当する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出に関し必要な事項は、別に定める。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

「はがまるくん」着ぐるみ貸出申請書

年 月 日

芳賀町長 様

申請者 住所
 名称
 氏名 ⑩
 電話

下記のとおり、芳賀町マスコットキャラクター「はがまるくん」の着ぐるみを借用したいので申請します。

記

イベント等	名称									
	開催日時	①	年	月	日	時	分	～	時	分
		②	年	月	日	時	分	～	時	分
イベント内容	(企画書等資料があれば添付願います。)									
使用期間	年 月 日		～	年 月 日						
貸出希望期間	年 月 日		～	年 月 日						
連絡先	担当者氏名									
	電話番号									
	FAX番号									
	メールアドレス									
その他	<input type="checkbox"/> 「はがまるくん」着ぐるみ使用遵守事項等を確認の上、使用することに同意します。									